

第5章

国民と防衛庁・自衛隊

防衛庁・自衛隊がわが国の防衛や多様な事態への対応といった任務を効果的に遂行するためには、平素より、国民の理解と支援を得るとともに、教育訓練の推進や装備品の確保などを通じて、人的及び物的な基盤を整えることが必要不可欠である。

このような基盤の整備は、国民や地域社会、民間企業との様々なつながりの中で行われている。また、いわゆる民生支援として、危険物の処理などを通じて、防衛庁・自衛隊は国民の生活の安定に貢献する一方、自衛官の募集や就職援護などの分野では地方公共団体などから協力を得ている。さらに、自衛隊・在日米軍施設なども、国民からの理解・協力を得て、はじめてそれらを安定的に使用することができる。

本章では、わが国の防衛を支えている様々な基盤、防衛庁・自衛隊と国民とのかかわりなどについて説明する。



体験入隊に参加した女子大生と隊員



硫黄島において着陸訓練を行う米軍艦載機



パソコン教育を受ける空自幹部候補生



行進する海自幹部候補生学校卒業生



外国要人に対する儀じょうを行う陸自第302保安中隊の隊員



民間企業において活躍する空自OB

第1節

防衛力を支える基盤

自衛隊は、わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種機能を備えた様々な部隊、機関などで構成されている。

自衛隊が任務を有効に遂行するためには、国民の理解と支援を得ることが不可欠であるとともに、人的及び物的な基盤を整えることが重要である。

自衛隊の隊員は、その職務の特殊性のため、採用形態や処遇などにおいて一般の公務員とは異なる特徴¹を持つ。人的基盤を充実させるためには、こうした特徴を反映した人事施策を行う必要がある。また、組織を効率的に運営し、多様な任務を遂行できるよう、隊員一人ひとりが、日々の教育訓練などを通じて自らを鍛練し、知識・技能を修得して向上させることも、人的な基盤の充実を図る上で不可欠である。

防衛力は、国の安全保障を最終的に担保するものであり、その機能は他のいかなる手段でも代替し得ない。したがって、時代に合致した防衛政策の下、防衛力を適切に整備、運用することが必要であり、そのためには、それを支える基盤である情報通信機能の強化のための情報通信技術革命への対応、防衛生産・技術基盤の充実強化、必要な装備を透明・公正かつ効率的に取得するための制度などが不可欠である。

また、防衛庁の取り扱う情報の中には、漏えいすればわが国の防衛などに著しく影響を及ぼしかねないものがあることから、これらの保全は、重要な課題である。

さらに、防衛施設も防衛力を支える基盤であるが、その機能を十分に発揮させるためには、その周辺住民の理解と協力を得ることが重要である。

本節では自衛隊の組織と人、教育訓練、情報通信技術革命への対応、防衛生産・技術基盤の充実強化、透明・公正かつ効率的な調達、秘密保全に対する取組について説明する。

¹ 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当たる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置づけられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

1 自衛隊の組織と人

自衛隊の組織

防衛庁・自衛隊¹は、わが国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸・海・空自衛隊（巻末「陸・海・空自衛隊の編成」、「主要部隊などの所在地」参照）を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、契約本部、防衛施設庁など、様々な組織で構成されている。

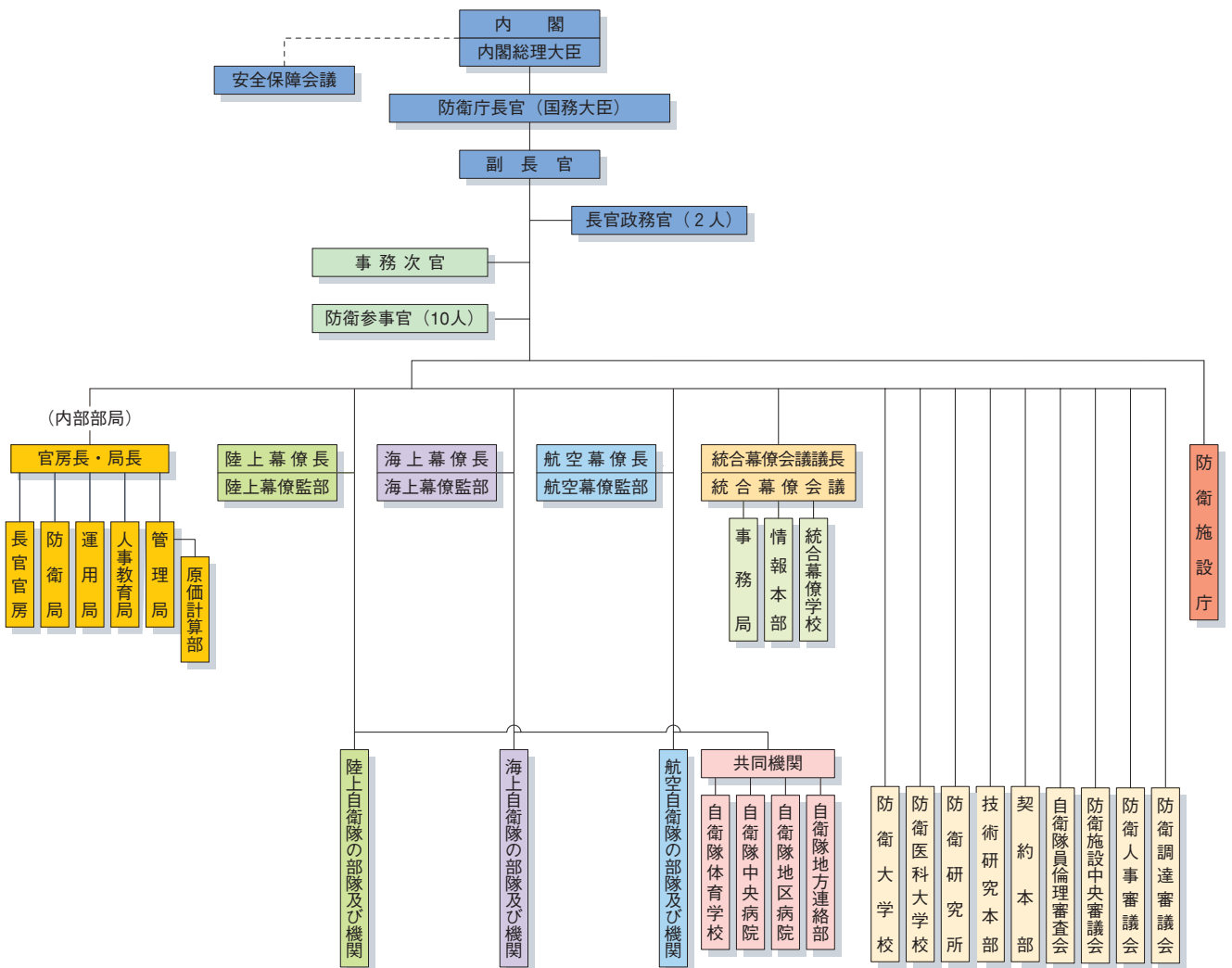
防衛庁長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。その際、副長官及び二人の長官政務官が長官を助ける。また、事務次官が長官を助け、事務を監督することとされているほか、基本の方針の策定について長官を補佐する防衛参事官が置かれている。さらに、長官を補佐する機関として、内部部局、陸・海・空幕僚監部及び統合幕僚会議（統幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長及び局長はその所掌に応じ、長官が各幕僚長又は統幕に対し指示・承認などを行うに際し補佐する。各幕僚監部は、各自衛隊の隊

¹ 「防衛庁」と「自衛隊」は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛庁」という場合には、陸・海・空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。



航空機救難消火訓練を視察する浜田副長官（本年3月、北海道千歳基地）

防衛庁の組織図



2 出動とは、防衛出動、治安出動、警護出動のこと。

自衛隊の統合運用が必要な場合は、2以上の自衛隊が、次の行動などを命ぜられるか又は命ぜられることが予測される場合で長官が必要と認める場合。

- ・海上における警備行動
- ・災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣
- ・国際緊急援助活動など
- ・国際平和協力業務など
- ・在外邦人などの輸送
- ・「周辺事態安全確保法」の規定する対応措置（2章4節3（p107）参照）など

3 2章1節3（p82）参照。

4 各種の情報を集約の上、総合的に処理・分析して、国際軍事情勢など自衛隊全般を通じて必要とされる情報などを作成し、防衛庁の関係機関に提供しており、いわば、庁の中央情報組織として機能している。

務に関する幕僚機関であり、陸・海・空幕僚長は、各自衛隊の隊務に関する最高の専門的助言者として長官を補佐する。また、統幕は、統合幕僚会議議長及び各幕僚長をもって組織され、自衛隊の出動時や、それ以外で統合運用が必要な場合²に、自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合調整、統合部隊の運用などについて長官を補佐する³。なお、同会議には、事務局、情報本部⁴及び統合幕僚学校が置かれている。

防衛庁の省移行を巡る論議については、行政改革会議の最終報告（97（平成9）年）で、政治の場で議論すべき課題とされており、その後、国会で活発な議論がなされている。01（同13）年6月には、第151回通常国会で防衛省設置法案が議員提出され、それ以降継続審査の扱いとなっていたが、昨年10月、第157回臨時国会において、衆議院が解散されたことに伴い廃案になった。

近年、国の平和と安全を確保するための自衛隊の活動が以前にも増して必要とされ、また、不透明な国際情勢の中で世界平和へのわが国の貢献が求められている。防衛庁としては、このように国政における防衛の重要性が増す中、諸外国のように国防を担当する行政機関として一省を設けることは、安全保障、危機管理に取り組む国の体制を強化し、これを重視する国の姿勢を内外に示すこととなるため、重要であると考えている。



ゴラン派遣輸送隊長に隊旗を授与する中島政務官（本年2月、福岡駐屯地）

防衛庁の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊 などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> ○方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成。 ・5個方面隊あり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 ○師団及び旅団 <ul style="list-style-type: none"> ・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成。
海上自衛隊（同上）	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛艦隊 <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成。 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛に当たる。 ○地方隊 <ul style="list-style-type: none"> ・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備及び自衛艦隊の支援に当たる。
航空自衛隊（同上）	<ul style="list-style-type: none"> ○航空総隊 <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊及び南西航空混成団を基幹として編成。 ・主として全般的な防空任務に当たる。 ○航空方面隊 <ul style="list-style-type: none"> ・航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（航空警戒管制部隊からなる。）及び高射群（地对空誘導弾部隊からなる。）などをもって編成。
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の幹部自衛官を育成するための機関 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の修士及び博士課程に相当する理工学研究科（前期及び後期課程）及び修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置。 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の医師たる幹部自衛官を育成するための機関 <ul style="list-style-type: none"> ・将来の医師たる幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。 ○一般大学の博士課程に相当する医学研究科を設置。 <ul style="list-style-type: none"> ・高度の知識及び研究能力を修得させるための教育訓練を行う。
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> ○防衛庁のいわばシンクタンクに当たる機関 <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理及び運営に関する基本的事項の調査研究を行う。(注) ・戦史に関する調査研究及び戦史の編纂を行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理。
技術研究本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○装備に関する研究開発を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして被服や食料に至るまで幅広い。
契約本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達における契約に関する事務を一元的に行う機関 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な装備品などは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など。 ・防衛費全体の約3割に相当する予算額を執行する。 ○本部と地方機関である5つの支部で構成。
防衛施設庁 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊施設や在日米軍施設・区域の取得、財産管理、建設事務及び周辺対策、在日米軍に勤務する従業員の労務管理、在日米軍の違法な行為により生ずる損害の賠償などの事務を行う機関 ○本庁と地方支分部局である8つの防衛施設局で構成。

(注) たとえば、地域の軍事に関する透明性の向上などのため、研究者による研究成果を取りまとめた「東アジア戦略概観」を96（平成8）年から毎年刊行している。〈<http://www.nids.go.jp/dissemination/east-asian/index.html>〉

自衛隊の隊員

自衛隊員は、図のように自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補と事務官、技官、教官などに分けられる。

5 資料44 (p399) 参照。

(1) 自衛官⁵

ア 採用など

(ア) 採用

自衛官は、個人の自由意思に基づき入隊するという志願制度の下で、一般幹部候補生、一般曹候補学生、曹候補士、2等陸・海・空士、自衛隊生徒などとして採用される⁶。自衛官の募集業務の特色は、地方公共団体などの協力の下、北海道に4か所、全都府県に1か所ずつ配置している合計50か所の自衛隊地方連絡部が行っていることにある。

6 資料45 (p399) 参照。

防衛庁職員の内訳

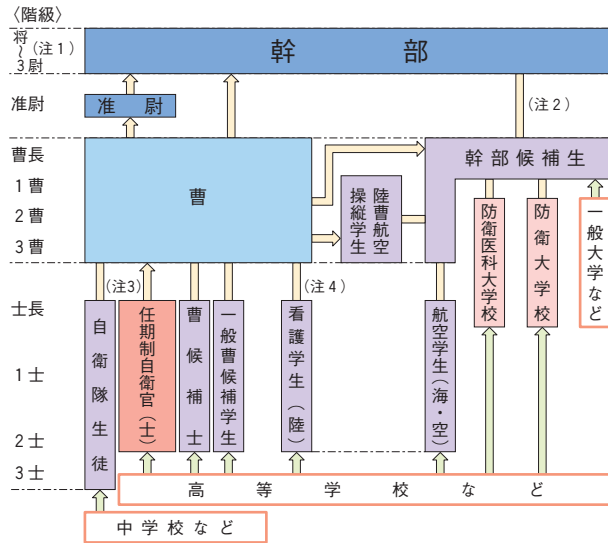
(2004.3.31現在の定員)

防 衛 庁 職 員	特 別 職 員	自 衛 隊 の 隊 員 内 定	防衛庁長官	
			副長官	
			長官政務官(2人)	
			事務次官	
			防衛参事官等	313人
			事務官等	23,546人
			自衛官	255,040人
			即応予備自衛官	7,668人
			予備自衛官	47,900人
			予備自衛官補	680人
	防衛大学校学生			
	防衛医科大学校学生			
	非常勤職員			
	一 般 職	定員内	事務官等	29人
定員外		非常勤職員		

(イ) 若年定年制と任期制

自衛官の任用制度で、一般の公務員と比べ大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と「任期制」という制度をとっていることである。「若年定年制」は、一般の公務員より若い年齢で退職する制度である。また、「任期制」は、2年又は3年という期間を区切って任用する制度であり、士の多くがこの制度で採用されている。

自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 幹部の階級は、将、将補、1佐、2佐、3佐、1尉、2尉、3尉に区分。
 2 医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任。
 3 通信教育などにより、生徒教育3年終了時には高等学校卒業資格を取得可能。
 4 看護師国家試験に合格すれば、2曹に昇任。
 5 ◀: 採用試験、▶: 試験又は選考

自衛官の階級と定年年齢







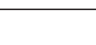



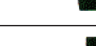

































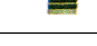









階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	-
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	
3等陸士・3等海士・3等空士	3士	

- (注) 1 統合幕僚会議議長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年年齢は62歳。
 2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽などの職務に携わる自衛官の定年年齢は別に定められている。

コラム

自衛隊の階級

自衛隊と外国の軍隊とは編成などが異なり、自衛官と外国軍人の階級を正確に比較することは困難であるため、表中の英語表記は、対外的に自衛官の階級を紹介する際に便宜的に用いているものを一例として記載している。

共通呼称		陸上自衛隊		海上自衛隊		航空自衛隊	
幹部	将		陸上幕僚長たる陸将 General (注)		海上幕僚長たる海将 Admiral (注)		航空幕僚長たる空将 General (注)
			陸将 Lieutenant General		海将 Vice Admiral		空将 Lieutenant General
	将補		陸将補 Major General		海将補 Rear Admiral		空将補 Major General
	1佐		1等陸佐 Colonel		1等海佐 Captain		1等空佐 Colonel
	2佐		2等陸佐 Lieutenant Colonel		2等海佐 Commander		2等空佐 Lieutenant Colonel
	3佐		3等陸佐 Major		3等海佐 Lieutenant Commander		3等空佐 Major
	1尉		1等陸尉 Captain		1等海尉 Lieutenant		1等空尉 Captain
	2尉		2等陸尉 First Lieutenant		2等海尉 Lieutenant Junior Grade		2等空尉 First Lieutenant
3尉		3等陸尉 Second Lieutenant		3等海尉 Ensign		3等空尉 Second Lieutenant	
准尉	准尉		准陸尉 Warrant Officer		准海尉 Warrant Officer		准空尉 Warrant Officer
曹士	曹長		陸曹長 Sergeant Major		海曹長 Chief Petty Officer		空曹長 Senior Master Sergeant
	1曹		1等陸曹 Master Sergeant		1等海曹 Petty Officer 1st Class		1等空曹 Master Sergeant
	2曹		2等陸曹 Sergeant 1st Class		2等海曹 Petty Officer 2nd Class		2等空曹 Technical Sergeant
	3曹		3等陸曹 Sergeant		3等海曹 Petty Officer 3rd Class		3等空曹 Staff Sergeant
	士長		陸士長 Leading Private		海士長 Leading Seaman		空士長 Airman 1st Class
	1士		1等陸士 Private 1st Class		1等海士 Seaman		1等空士 Airman 2nd Class
	2士		2等陸士 Private		2等海士 Seaman Apprentice		2等空士 Airman 3rd Class
	3士		3等陸士 Recruit		3等海士 Seaman Recruit		3等空士 Airman Basic

(注) 統合幕僚会議議長は、その出身自衛隊の幕僚長と同一の階級呼称を使用する。

イ 部隊配属など

採用後、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を修了した自衛官は、全国の部隊などに赴任する。なお、基本的な教育を終えるまでに、各人の希望や適性などに応じて、その進むべき職種・職域が決定される。具体的には、陸上自衛隊（陸自）では普通科（歩兵）、特科（砲兵）、機甲科（戦車・偵察）など、海上自衛隊（海自）では艦艇、飛行、装備など、航空自衛隊（空自）では飛行、航空管制、整備などがある。さらにその後、自衛隊の学校や部隊での教育訓練などを通じて、職務の遂行に必要な資質を養い、知識・技能を修得させることとなる。

また、准尉や曹の自衛官（下士官など）の活性化のための取り組みの一つとして、曹士自衛官の服務指導などの新たな役割を准尉や曹の自衛官（下士官など）に付与することとしている。たとえば、海自では昨年4月より、海曹長または1等海曹の中から責任感、知識・技能、指導力などに優れた者に対して先任伍長⁷の役割を与え、先任伍長による規律などの維持、服務指導、士気の高揚、融和団結の強化などを図っている。

自衛官には、勤務実績、功労に基づく選考や試験を通じて、上位の階級に昇任する道が開かれている。

ウ 処遇

自衛官の職務内容は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛庁・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に従事できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当を支給している。また、職務遂行上必要な被服の支給や貸与、基地や駐屯地内に居住する曹士自衛官などに対する食事の支給を行うとともに、公務や通勤によらないで負傷したり、病気にかかった場合でも、療養などが受けられる制度を備えている。

部隊などでは、シフト勤務などの特殊な場合を除き、通常は、日課表に従い勤務しているが、自衛隊が対応すべき事態は、昼夜の別なく起こる可能性があることから、隊員は、いつでも職務に従事できる態勢になければならない。このため、陸上において勤務する曹長以下の自衛官は駐屯地や基地内での居住が、艦艇乗組員は艦艇での居住が原則⁸とされている。そこで、隊舎や艦艇の生活環境の整備・充実のため、隊舎の新設や老朽化した隊舎の建て替えなどを促進するとともに、艦艇の居住性の改善を進めている。また、隊員の福利厚生の実施を図るため、談話室、図書室、各種売店などを備えた厚生センターの整備なども行っている。

また、隊員が勤務している施設のうち、特に、整備工場、警衛所、消防所の3施設については、勤務環境改善のため、老朽化した施設の建て替えなどの整備を計画的に推進している。

7 海自の先任伍長は、各部隊指揮官により1名が指定され、海上自衛艦隊先任伍長1名、自衛艦隊、各総監部などに12名、護衛隊群、航空群などに31名、そして、個々の艦艇、航空隊などに299名の計343名が配置（本年6月1日現在）されている。



体育訓練で銃剣道を行う隊員



手旗訓練を行う隊員



発進前のF-15の点検を行う隊員

8 結婚によって親族などを扶養する場合など一定の要件に該当すると認められる自衛官は、基地などの外での居住が認められている。

コラム

解説

メモリアルゾーンの整備

自衛隊殉職者慰霊碑は、殉職した自衛隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため62（昭和37）年に建てられ、その後、風化による老朽化が進んだことにより、80（昭和55）年に建て替えられたもので、平成15年度自衛隊殉職隊員追悼式までに殉職隊員（公務死亡認定者）1,737名の氏名などを記した銘板が納められている。この慰霊碑には、歴代防衛庁長官などの防衛庁幹部が離着任する時には欠かさず、また、外国要人が防衛庁を表敬する際にも献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意を表している。

防衛庁本庁庁舎の市ヶ谷移転に伴い、98（平成10）年、自衛隊員殉職者慰霊碑などを「メモリアルゾーン」として整理したが、地積が狭く儀仗隊を伴った式典などの実施が困難などの問題があり、平成14年度から同地区の整備を開始した。昨年8月の完了の後、同年9月11日には、森前総理、瓦・虎島元防衛庁長官などの出席の下、「メモリアルゾーン」整備完了に伴う披露行事が行われた。

「メモリアルゾーン」は、市ヶ谷台ツアーでも見学コースになっており、多くの見学者が訪れている。



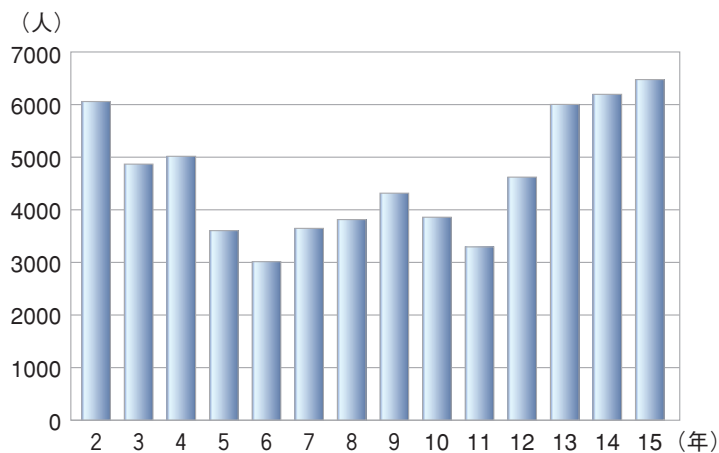
披露行事を終え退出する森前総理（昨年9月）

Ⅰ 就職援護

50歳代半ばで定年を迎える若年定年制自衛官の多くは、退職後の生活基盤の確保などのため再就職を必要としている。また、任期制自衛官は、任期満了により大半が20歳代に退職しているため、その後の長い人生の生計を維持する上で再就職が必要不可欠である。

このようなことから、防衛庁では、人事施策における最重要事項の一つとして、退職予定自衛官に対して、再就職に有効な技能を身につけるための訓練や、再就職に際しての心構え、必要な知識の教育を行うなど、就職援護のための様々な施策を講じている。

定年退職した自衛官数



また、若年定年退職する自衛官が多数となる時期を迎えている中、今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される。このため、就職援護施策の一層の充実を図る必要があり、退職自衛官の公的部門における採用などを推進するとともに、各自衛隊などが有する雇用情

報を有効に活用するためネットワーク化を進めているほか、職業訓練課目などを充実させ、再就職希望者の能力の向上を図るなどの施策を推進している。

これらの施策は、自衛官が安心して職務に励み、その士気を高めるとともに、優れた資質を有する人材を確保するためにも重要である。

就職援護のための主な施策

区 分	内 容
職 業 適 性 検 査	適性に応じた進路指導などを行うための検査。
技 能 訓 練	退職後、社会において通用する技能を付与（大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱など）。
自 動 車 操 縦 訓 練	大型自動車免許を取得できるよう内部の施設で実施。
通 信 教 育	定年退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与（社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など）。
業 務 管 理 教 育	定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職及び退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与。
就 職 補 導 教 育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識及び再就職にあたっての心構えを付与。

(2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補

ア 予備の要員を保有する意義

多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に、事態の推移にも円滑に対応できるよう、適切な弾力性を確保することが適当であり、自衛官の定数については、平素は必要最小限で対応しつつ、有事などには、その所要を急速に満たせるように、日頃から予備の自衛官を保持することが重要である。

諸外国では、国家の緊急事態にあたり、人的戦力を急速かつ計画的に確保するため、予備役制度を整備している⁹。わが国でも、これに類似するものとして即応予備自衛官制度、予備自衛官制度、予備自衛官補制度という3つの制度を設けている。

イ 雇用企業の協力

即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補は、平素はそれぞれの職業などに就いているが、必要な練度を維持するため、毎年仕事のスケジュールを調整し、休暇などを利用して訓練招集や教育訓練招集に応じている。

このような即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補の制度を円滑に運用するためには、雇用企業などの理解と協力が不可欠である。

特に即応予備自衛官については、年間30日の訓練招集に応じるため、雇用企業などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要な協力を求めることになる。このため、防衛庁は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担を軽減し、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、即応予備自衛官の訓練出頭などのために所要の措置を講じている雇用企業などに対し、即応予備自衛官雇用企業給付金を支給している。

即応予備自衛官や予備自衛官は、自衛隊で培った責任感、気力、体力、規律心などを活かし、また、毎年の訓練に参加してこれらを磨くことにより、企業の期待にも応えることができるものと考えている。



訓練中の即応予備自衛官

⁹ 資料7 (p359) 参照。

ウ 予備自衛官補

01 (同13) 年に導入された予備自衛官補制度は、国民に広く自衛隊に接する機会を設け、防衛基盤の育成・拡大を図るとの観点から、将来にわたり、予備自衛官の勢力を安定的に確保し、民間の優れた専門技術を有効に活用することを目的としている。予備自衛官補は、「一般」(後方地域での警備要員など)と「技能」(医療従事者、語学要員、情報処理技術者、建築士、車両整備士など)からなる。予備自衛官補は、自衛官未経験者の志願に基づき採用され、「一般」の場合は、3年以内に50日、「技能」の場合は、2年以内に10日の教育訓練を修了した後、予備自衛官として任用される。

各制度の比較

項目	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	防衛力の基本的な枠組の一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務。	防衛招集命令、国民保護等招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となって勤務。(陸上自衛隊の予備自衛官については、陸上防衛力の基本的な枠組みの外にある人的勢力として確保。)	教育訓練修了後、予備自衛官として任用。
防衛招集など	防衛庁長官は、防衛出動命令などが発せられた場合若しくは事態が緊迫し、防衛出動命令などが発せられることが予測される場合又は国民保護等若しくは災害派遣などを命じた場合において、必要と認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、各招集命令を発することができる。	防衛庁長官は、防衛出動命令が発せられた場合若しくは事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において必要と認めるとき又は国民保護等若しくは災害派遣を命じた場合において特に必要と認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、各招集命令を発することができる。	防衛庁長官は、防衛招集命令などを発することはできない。
任務など	部隊の編成にあたり、師団などの4個普通科連隊のうち1個連隊及びこの連隊に協同する特科などの各職種の部隊を、即応予備自衛官を主体として編成する。防衛出動時において、この部隊は、作戦地域における後方の陣地の守備、前方の部隊の予備などに運用する。また、国民保護等派遣、治安出動、災害派遣などにおいては、常備自衛官からなる部隊と、同様の任務にあたることができる。	防衛招集された場合には、自衛官となり、後方の警備、後方支援、基地の警備などの要員として勤務する。国民保護等派遣された場合には自衛官となり、国民の保護のための措置または緊急対処保護措置(いずれも治安の維持に係るものを除く。)に従事する。また、災害招集された場合には、自衛官となり、災害救助活動に従事する。	予備自衛官として任用後、予備自衛官に同じ。
採用	自衛官として勤務期間が1年以上の者のうち、退職後1年未満の元陸上自衛官又は陸上自衛隊の予備自衛官に採用されている者の志願に基づき、選考により採用。	自衛官として勤務期間が1年以上の者の志願に基づき、選考により採用。	自衛官未経験者(自衛官として勤務期間が1年未満の者を含む)の志願に基づき試験(一般)又は選考(技能)により採用。
任用期間	任用の日から起算して3年。任期満了時、志願により引き続き3年を任用期間として任用。		教育訓練修了まで。(一般：3年以内、技能：2年以内)
呼称	指定階級に「即応予備」を冠して呼称。	指定階級に「予備」を冠して呼称。	階級は指定しないため、特定の定めを置かない。
訓練招集	1年を通じて30日の訓練に従事。	1年を通じて20日を超えない期間の訓練に従事。(現在は年5日。ただし自衛官を退職後1年未満で出身自衛隊に採用された者の初年は1日。)	一般は、3年以内で50日、技能は2年以内で10日の教育訓練を受ける。
手当など	<ul style="list-style-type: none"> 即応予備自衛官手当：月額16,000円 訓練招集手当：指定階級に応じて月額14,200円～10,400円 勤続報奨金：1任期120,000円(良好な成績で勤務した場合) 即応予備自衛官雇用企業給付金：1人当たり月額42,700円(年額512,400円) 	<ul style="list-style-type: none"> 予備自衛官手当：月額4,000円 訓練招集手当：月額8,100円 	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練招集手当：月額7,900円
年度末人員	約6,100人(本年3月末現在)	約3万7,000人(本年3月末現在)	約420人(本年3月末現在)

(注) 予備自衛官補の人員数については、予備自衛官に任用した者がいることなどから、平成14年度と15年度の採用者数の合計より少なくなっている。

予備自衛官補の採用などの状況

	受験者数	合格者数	採用者数
一 般	1,192人	294人	240人
技 能	衛生・甲	24人	18人
	衛生・乙	77人	57人
	語 学	68人	49人
	整 備	32人	17人
	情報処理	8人	5人
	通 信	12人	8人
	電 気	5人	4人
	建 設	36人	19人
	小 計	262人	177人
合 計	1,454人	471人	431人

(注)

- 1 採用者数欄は、平成15年度内における採用者数
- 2 衛生・甲：医師、歯科医師、薬剤師
- 3 衛生・乙：理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師、救急救命士（准看護師の資格を併せて保有する者）、栄養士、准看護師、歯科技工士
- 4 語 学：英 語 外国語短期大学等以上卒業又は実用英語技能検定（英検）準1級又はこれと同等以上の能力を有する者
ロシア・中国・韓国語 外国語短期大学等以上卒業者又はこれと同等以上の能力を有する者
- 5 整 備：1級大型・小型自動車整備士、1級・2級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士
- 6 情報処理：システムアナリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、アプリケーションエンジニア試験、ソフトウェア開発技術者試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験、テクニカルエンジニア（データベース）試験、テクニカルエンジニア（システム管理）試験、基本情報技術者試験、システム運用管理エンジニア試験、プロダクションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、第1種又は第2種情報処理技術者試験
- 7 通 信：第1・2・3級総合無線通信士、第1・2級陸上無線技術士、アナログ第1種・デジタル第1種・アナログ・デジタル総合種工事担任者
- 8 電 気：第1・2・3級電気主任技術者免状の交付を受けている者
- 9 建 設：1・2級建築士、1・2級建設機械施行技師、測量士、測量士補

(3) 事務官、技官、教官など

事務官、技官、教官などは、防衛庁全体で約2万4,000名であり、その数は自衛官の約10分の1にあたる。これらの隊員は、主に国家公務員採用I種試験、防衛庁職員採用I種、II種、III種試験で採用され、様々な分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛政策の立案、自衛隊の管理・運営の基本に関する業務、情報本部などの情報業務、全国各地の自衛隊の運営に必要な行政事務（総務、基地対策など）、後方支援業務（整備・補給など）などに従事している。

また、技術研究本部などの技官は、防衛力の技術的水準の維持向上を図るために必要な研究開発などに取り組んでいる。このほか、防衛研究所の教官は、自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を行い、防衛大学校や防衛医科大学校などの教官とともに、有能な隊員を育成するための教育に取り組んでいる。

技官、教官で、本年3月末において、博士号を取得している者は約580名である。

(4) 人事施策

防衛庁では、新しい時代に向けて、種々の施策を推進するとともに、新たな人事施策の検討を行っている。

ア 公務員制度改革に関連した検討

公務員制度改革大綱が01（同13）年12月閣議決定されたことを受け、防衛庁における公務員制度改革について、「防衛庁公務員制度改革等推進委員会」を設置し、防衛庁・自衛隊の特殊性などを十分勘案しつつ検討を行っている。また、同委員会では、少子・高齢化や高学歴化などを踏まえた自衛隊の新たな人事教育施策についても検討を行っている。

イ 男女共同参画の取組

00（同12）年、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画が閣議決定された。防衛庁でも01（同13）年5月、「防衛庁男女共同参画推進本部」を設置し、仕事と育児の両立支援、施設、服制面での配慮、女性職員の採用・登用の促進などの検討を進めている。同本部の決定に基づき、昨年4月より、女性の自衛官を表す場合の呼称として、「婦人自衛官」にかえて、「女性自衛官」を用いることとした。



第1次イラク復興支援群の一員としてイラクに派遣された女性自衛官

ウ 隊員の離職後の再就職についての規制

99（同11）年の自衛隊法改正を受け、00（同12）年7月、自衛隊員の再就職手続が改正された。この手続では、長官の承認の対象となる再就職の範囲を拡大し、具体的な承認基準などを定めるとともに、長官による再就職の承認状況の国会への報告義務が規定されている。また、長官は、防衛人事審議会¹⁰による審査結果に基づいて、就職の承認を行うこととされている。なお、昨年、長官が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは104件（104名）である。

¹⁰ 中央省庁等改革における審議会の整理統廃合の方針を踏まえて、自衛隊離職者就職審査会と公正審査会の機能を統合し、01（平成13）年1月に設置した。部外有識者によって構成され、隊員の再就職に関する審査や、懲戒処分などに関する審査請求事項などの審査を行う。

エ 再任用制度

再任用制度は、高齢・有為な人材の公務内における積極的活用、雇用と年金の連携の確保を図るため、定年退職者などを再任用する制度である。

防衛庁・自衛隊は、この制度に基づき、本年5月末現在140名を再任用している。

再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	現行若年退職年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、長官が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	・フルタイム勤務 ・短時間勤務	フルタイム勤務に限定
任期	1年以内、更新可能	・1年以内、更新可能 ・出勤などの際は、一定の期間（1年～6か月）延長可能
任用上限年齢	65歳（平成13年度から15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ）	
給与水準	定年退職時の年収の5～6割の水準 （同一の職務の級で再任用された場合）	

オ メンタルヘルスや自殺事故防止にかかわる取組

隊員が強い使命感を持って、わが国の防衛という崇高な任務を全うするためには、隊員のメンタルヘルス（精神的健康）¹¹を保持することが極めて重要であるとの認識の下、防衛庁・自衛隊では、メンタルヘルスに関する様々な検討を行っている。

また、00（同12）年の、部外の専門家などによる、自衛隊員のメンタルヘルスに関する施策の提言¹²を受け、現在、部外カウンセラーの拡充や電話による相談体制の整備などを進めるほか、教育用ビデオの作成・普及を通して、隊員の意識の啓発にも努めている。

このように、防衛庁としてはメンタルヘルスに各種施策を講じているが、自衛官の自殺防止は防衛庁・自衛隊にとって喫緊の課題であるとの認識の下、昨年7月に、防衛庁自殺事故防止対策本部を設置し、自殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布などを行った。また、本年2月から3月にかけては、メンタルヘルス施策の強化期間を設定し、個々の隊員の事情に配慮した指導と部内・部外カウンセラー制度の周知の徹底を図るとともに、メンタルヘルスに関する講演などを実施した。

11 メンタルヘルス活動は、1) 精神的疾病がない、2) 甚だしい不安や苦悩がない、3) 社会規範に適応している、4) 自己実現がなされているといった状態を目指すものであり、個々の隊員の精神的健康を維持し、個人の資質や能力がより効果的に発揮できるように支援する諸活動である。

12 「自衛隊員のメンタルヘルスに関する提言の要旨」
(<http://www.jda.go.jp/j/delibe/mental/hokoku01.htm>)

2 教育訓練

自衛隊が、わが国の防衛をはじめとする様々な任務を遂行するためには、装備などの充実を図るだけでなく、平素から、指揮官をはじめ各隊員が高い資質と知識・技能を保持するとともに、部隊としても高い練度を維持し、いかなる場面でも実力を発揮できる態勢にあることが必要である。これは、各種事態における自衛隊の迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能をも果たす。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するための最も重要な基盤である。このため、自衛隊は、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めている。

なお、自衛隊では、教育を受け訓練を行った後、さらに高度な教育を受けた上で訓練を行うなど、教育と訓練の質を高めながらこれらを繰り返すことにより、隊員の知識・技能及び部隊の練度の向上を図ることとしている。



航空機について説明を受ける海自幹部候補生

自衛官の教育

(1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、自衛官は、自衛隊の学校や教育部隊などで、以下のような教育を受けている。

ア 入隊直後の基礎教育の徹底

入隊後、たとえば任期制自衛官は3～5か月、一般幹部候補生は5～12か月の比較的長期にわたり、自衛隊の学校や教育部隊などで基礎教育を受ける。そこで、自衛官として必要な資質を涵養し、基礎的な知識・技能を修得する。

イ 在職期間全体を通じた教育

部隊などに配属された後も、それぞれの階級、職務に必要な資質を涵養し、知識・技能を向上させるため、在職期間全体を通じ、段階的かつ体系的な教育が行われる。

ウ 資質と知識・技能の養成を目的とした教育

自衛官教育では、使命感の育成と徳操の涵養、装備の近代化に対応する知識・技能の修得、体力・気力の維持・向上、統率力ある幹部の養成といった事項を重視し、職務の遂行に必要な資質の養成や知識・技能の修得を目的とした教育を行っている。

エ 多種多様な教育

自衛官は、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、それらを自衛隊内で修得するのが困難な場合など、海外留学を含め、部外教育機関、研究所¹などで教育を受けており、その履修は、幅広い分野に及んでいる。また、中堅幹部に対して、自衛隊以外の人々との交流を通じて幅広い視野を広げるため、国内企業で1年程度の研修などを行っている。

こうした教育や研修は、自衛官を受け入れている大学院や大学、専門学校、企業などの理解や協力の下に行われており、今後も隊員の資質と知識・技能をさらに高めるために、部外の教育機関や企業から積極的な協力が得られるよう努力している。

(2) 時代に適合した教育のための取組

近年、自衛隊では、国際社会での活動の機会や諸外国とのかかわりの増大にかんがみ、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語などの外国語教育を行うとともに、外国に対する理解を深めるため、留学生を受け入れている²。また、国際平和協力業務のための教育訓練の一つとして、国連平和維持活動への参加実績が豊富な北欧諸国などで実施される研修に幹部自衛官を派遣している。

さらに、装備品の近代化などに伴い、自衛官は、幅広い分野の高度な知識や技能が要求されるようになっており、そうした知識・技能を修得するための教育も行っている。

¹ 昨年度の部外教育の協力先機関は、国内では筑波大学、東京工業大学など、海外では米国国防大学、ハーバード大学など。

² 留学生受け入れ実績については資料48 (p401) 参照。

留学生受け入れ施策の概要

施 策	概 要
授業料の徴収免除	委託国が開発途上国（タイ、シンガポール、韓国などの15カ国）、相互主義を採用している国（ドイツなどの3カ国）や長官が特に必要があると認めた国（米国など3カ国）からの留学生には、授業料の徴収を免除している。
日本語教育の実施	防衛大学校（本科及び理工学研究科）への留学生に対し、日本語教育を実施。
留学生負担経費の軽減	① 防衛大学校本科及び陸・海・空幹部候補生学校への留学生については、委託国が開発途上国及び相互主義の国である場合は、食事を無料支給し、かつ宿舍費や維持費の徴収を免除している。 ② 防衛大学校への留学生については、委託国が開発途上国及び相互主義の国である場合は、制服の無料支給又は貸与を行っている。
医療費の徴収免除	開発途上国及び相互主義の国からの留学生が、自衛隊の病院又は医務室で診療を受けた場合の診療経費の徴収を免除している。
外国人留学生施設の借上げ	防衛大学校などにおいて、開発途上国や相互主義の国からの留学生に対し、民間宿舍を借上げ、家族帯同用宿舍として提供。
外国人留学生施設の建設・提供	家族帯同留学生及び短期研修に参加する外国人のため外国人留学生施設を建設し、宿舍を提供している。
教育訓練履修給付金の支給	一定の開発途上にある地域の政府から委託された留学生に対し、教育訓練の履修を支援するための給付金を、予算の範囲内で支給している。

隊員個々の訓練と部隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊の訓練とに大別される。

隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から、大部隊へと規模を拡大しつつ訓練を積み重ね、総合的な能力の発揮を目標として行う。また、自衛隊では、わが国の防衛のための訓練に加え、近年、周辺事態への対応、不審船や武装工作員などによる事態への対処、大規模テロに際しての自衛隊の施設の警護など、自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。



艦橋での勤務要領を訓練する隊員



市街地戦闘訓練を行う隊員



訓練前の準備状況の検査を受ける隊員

各自衛隊における部隊の訓練の概要

	概 要
陸上自衛隊	<p>陸上自衛隊では、普通科（歩兵）、特科（砲兵）、機甲科（戦車・偵察）などの各職種ごとの部隊行動の訓練、ほかの職種部隊と協同した訓練、普通科部隊などにほかの職種の部隊を配属して総合戦力を発揮できるようにした部隊の訓練を通じて、練度の向上を図っている。</p> <p>これらの訓練は、可能な限り実戦に近い環境下で行うよう努めている（注1）。</p> <p>また、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を効果的に演練するため、コンピュータを主体とした統裁支援システム（注2）を備えた指揮所訓練センター（注3）と、レーザーを使用した交戦訓練装置やコンピュータなどを備えた富士訓練センターを運用している。このような施設で訓練を行うことにより、部隊として実践的な感覚を身につけさせるとともに、客観的・計数的な評価を行い、部隊の練度の向上を図っている。</p> <p>このほか、大部隊の長距離機動能力を向上させるための師団規模での北方機動特別演習などの総合的な訓練を行っている。</p>
海上自衛隊	<p>海上自衛隊では、周期訓練方式をとっている。これは、要員の交代や艦艇の検査・修理の時期を見込んだ一定期間を一つの周期としてとらえ、その周期の中に配したいくつかの訓練期間を使って段階的に練度を向上させる方式である。</p> <p>訓練の初期段階では、戦闘力の基本単位である艦艇や航空機ごとのチームワーク作りを主眼として訓練を行う。その後、練度の向上に伴って応用的な部隊訓練へと移行し、部隊規模を拡大しながら、艦艇相互、艦艇と航空機間の連携の訓練などを行っている。さらに、より大きな部隊間での連携ができるよう、海上自衛隊演習などの総合的な訓練を行っている。</p>
航空自衛隊	<p>航空自衛隊は、戦闘機、地对空誘導弾、レーダーなどの先端技術の装備を駆使する集団である。このため、訓練の初期段階では個人の専門的な知識や能力を段階的に引き上げることを重視しつつ、戦闘機部隊、航空警戒管制部隊、地对空誘導弾部隊などの部隊ごとに訓練を行っている。この際、隊員と航空機などの装備品が一体となり、それぞれが有効に機能し、部隊の持つ総合的な力を発揮させることを目指している。練度が向上するに従って、これら部隊間の連携要領の訓練を行う。さらに、これに航空輸送部隊や航空救難部隊などを加えて、防空を主体とする航空総隊総合演習などの総合的な訓練を行っている。</p>

(注) 1 たとえば、訓練に参加する航空機は、実際に爆弾を投下しないが、地上で爆薬を爆発させるなどして、あたかも航空攻撃が行われたかのように模擬する形で行っている。
 2 入力された部隊の行動をコンピュータにより審判し、状況の付与や記録を行うシステム。
 3 同センターにおいては、実動訓練の制限を受ける連隊・師団などの司令部の戦闘実行場面での指揮・幕僚活動を単独又は対抗方式により、輕易に演練することができ、また、これまで隊員が行っていた審判、状況付与、訓練の記録などをコンピュータを活用して行うことにより、実際的な指揮所訓練を従来の2分の1程度の支援人員で行っている。

各自衛隊の主要演習実績（平成15年度）

演習名	期間	場所	主要参加部隊	概要
陸上自衛隊 北方機動特別演習	2003.6.24 ～8.1	西部方面区 ～北部方面区 (矢臼別演習場)	第8師団基幹 人員 約3,100名 車両 約900両	師団規模での実動演習、長距離機動能力の練成など。
海上自衛隊	海上自衛隊演習 (図上演習)	海上自衛隊 幹部学校(目黒)	海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、各地方総監部及び補給本部など 人員 約400名	海上作戦における各級指揮官の情勢判断、部隊運用、共同/協同連携要領について演練。
	海上自衛隊演習 (実動演習)	日本周辺海域	自衛艦隊、各地方隊など 人員 約25,000名 艦艇 約80隻 航空機 約170機	
航空自衛隊	航空自衛隊総合演習 指揮所演習	航空幕僚監部(市ヶ谷) 航空総隊司令部(府中) など	航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団など	情勢緊迫段階における指揮・幕僚活動の演練。
	航空自衛隊総合演習 実動演習	日本全域及びその周辺	人員 約44,000名 航空機 約620機	機動展開、防空作戦、基地警備などの演練。

統合訓練

わが国への武力攻撃があった場合などに、自衛隊が、その能力を最も効果的に発揮するためには、平素から陸・海・空自衛隊の統合運用の訓練を積み重ねておく必要がある。このため、自衛隊は、従来から2以上の自衛隊が協同する統合訓練を行い、その内容の充実を図ってきている。統合訓練は、機能別訓練³、作戦別訓練⁴、統合演習⁵に区分される。

このうち、統合演習は、統幕が計画の立案と実施を担当しており、近年は、統合防災演習や米軍を加えた日米共同統合演習⁶を行っている。

教育訓練の制約と対応

(1) 陸上自衛隊

訓練を行う演習場や射場のある場所は地域的に偏っており、また、その数や広さも十分でないため、大部隊の演習や戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲の射撃訓練などを十分にできない状況にあり、装備の近代化に伴いこの制約は大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に伴う制約も年々増えている。

こうした制約に対応するため、師団レベルの実動演習を北海道などの大規模な演習場まで移動して行うなど、限られた国内演習場を最大限に活用している。また、射程が長く国内では射撃できない地対空誘導弾（改良ホーク）や、地対艦誘導弾のほか、国内ではその機能を十分に発揮した状態で射撃できない対戦車ヘリコプター、多連装ロケットシステム⁷、戦車などの実射訓練を米国で行っている。



米国での多連装ロケットシステム発射訓練

3 各自衛隊の部隊と統幕僚会議事務局などが行う、通信、情報、後方補給などの機能ごとの統合運用について練成する訓練。

4 空地作戦、海空作戦など個々の作戦での部隊などの統合運用について練成する訓練。

5 全般的な対処構想に基づき、各自衛隊の部隊と統幕僚会議事務局などの統合運用について練成する訓練。

6 2章4節4 (p113) 参照。

7 広域目標を瞬時に撃破、制圧することを目的とした遠距離多連装地対地ロケットで、92(平成4)年から調達を開始した。

(2) 海上自衛隊

国内には、実戦に近い厳しい電子戦⁸環境下での訓練ができる海域・空域や、ミサイル・魚雷発射訓練の評価ができる大規模な施設などがないことから、国内では得られない訓練環境が確保できるハワイ沖などで訓練を行っている。

また訓練海域は、水深などとの関連から、使用できる場所や時期などに制約がある。特に、掃海訓練、潜水艦救難訓練などに適した比較的浅い海域は、一般船舶の航行や漁船の操業などと競合するため、むつ湾や周防灘^{すおうなだ}などの一部に限られる。このため、短期間により多くの部隊が訓練成果を上げられるような計画を作り、効率的な訓練に努めている。

(3) 航空自衛隊

国内の訓練空域は、十分な広さがなく高速で飛行する戦闘機の特徴を最大限発揮した訓練などが実施できない。このため、組織的な行動を伴う実戦的な訓練に制約を受ける。訓練空域と多くの基地との往復には長時間を要し、また、電子戦訓練を実施する場合には、電波の干渉防止などの観点から制約があるなどの問題もある。

さらに、多くの基地においては早朝や夜間の飛行訓練に制約があり、また、ミサイルなどの射場についても、発射可能な射場が限定され、訓練に制約を受けている。

このため、従来から、国内では得られない訓練環境を確保できる米国で、地対空誘導弾（ペトリオット）の実射訓練を行うほか、グアムにおける日米共同訓練を実施している。

また、昨年度からは、米空軍演習（コープサンダー演習）⁹にF-15要撃戦闘機とE-767早期警戒管制機を参加させ、空域や電波使用などの制約のほとんどない環境下で日米共同訓練を行っている。

安全管理

自衛隊の任務が、わが国の防衛などであることから、その訓練や行動に危険が伴うことは避けられない。

しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命などを失うことにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

近年では01（平成13）年に、鳥松射撃場（北海道）における空自のF-4要撃戦闘機の機関砲誤発射事故、白河布引山演習場（福島県）における陸自のりゅう弾砲場外弾着事故などが起こったが、防衛庁・自衛隊は、それぞれの事故原因の徹底的な究明を行い、これらから得た様々な教訓を全国の部隊に徹底するとともに、引き続き、訓練実施に伴う安全管理と事故発生時の連絡態勢確保に努めている¹⁰。

自衛隊は、引き続き、平素からの航空機の運航や射撃訓練時などにおける安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めている。



掃海母艦から洋上補給を受ける掃海艇「うくしま」



米空軍演習に参加する要撃戦闘機（F-4EJ改）

⁸ 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいは、その使用効果を低下させ、又は無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと。

⁹ 米空軍演習（コープサンダー演習）には、平成8年度からほぼ毎年、C-130H輸送機や基地防空隊などを参加させてきた。

¹⁰ いずれも地元に対する今後の安全管理などの説明を行った。また、02（平成14）年11月に、白河布引山での実弾射撃訓練を、続く昨年9月に、鳥松射撃場における射撃訓練を再開した。

3

情報通信技術 (IT) 革命への対応
Information Technology

情報をめぐる環境の変化

近年のコンピュータなどの情報通信技術の発展と普及は、インターネットに代表されるような新たな形態の情報の流れを生み出し、個人、組織を問わず情報の取得、発信、活用
の能力が飛躍的に進歩している。

このような情報をめぐる環境の変化は、人と人との関わり合いや仕事の流れ、組織のあり方における変化を通じて、広く経済、社会、政治などのあらゆる分野に変革をもたらしており、情報通信技術革命といわれている。防衛庁・自衛隊も、この変化に対応し、防衛力を支える新たな基盤である情報通信技術にかかわる組織や業務をどのように改革するかが喫緊の課題となっている。

防衛庁・自衛隊では、00（平成12）年に、取り組むべき施策の全体像と方向性を示し、各種の施策を一体的、体系的に推進するため、「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱（IT要綱）¹」を発表した。

IT要綱の概要とこれまでの取組の状況²

(1) IT要綱の概要

ア 防衛庁・自衛隊の情報通信技術革命への対応の意義

軍事の世界において、情報通信技術の進歩が及ぼす影響は広範であり、センサーの高度化による誘導武器の精度向上、在庫管理システムによる補給効率の向上、シミュレーションの活用による教育訓練の効率化など、様々な分野における効果が期待されている。今や情報通信は、防衛力発揮の支援要素ではなく、むしろその中核要素であり、情報通信技術の優劣が防衛の成否を決する重要な要因となるものと考えられる。

一方、情報通信技術の進展による社会変革に伴い、情報格差（デジタル・ディバイド）の発生、ハッカーなどによる情報システムへの侵入やコンピュータウィルスの影響の増大など、社会全体に新たな脆弱性が生まれた。これらに対応し、自らの情報通信基盤を守るためには、常に最先端の技術、知識を獲得する必要がある。また、このような変革期には、単なる情報通信技術の導入だけではなく、情報通信技術による環境の変化を見通して、組織や業務のあり方を改革する必要がある。

このような認識を踏まえ、防衛庁・自衛隊においても将来の防衛庁・自衛隊のあるべき姿を見据えつつ、情報通信技術の成果を積極的に取り入れることにより、情報優越³を追求し、防衛力の統合的かつ有機的な運用を可能とする基盤を体系的に構築することとしている。

イ 中核となる3つの施策など

中核となる3つの施策として、高度なネットワーク環境の整備、情報通信機能の強化、情報セキュリティの確保⁴を推進する。その他、業務全般の情報化への対応の推進、人的・技術的基盤の整備、諸外国との交流、体制の整備、軍事における革命（RMA）への対応の研究などの施策を推進する。

(2) これまでの取組の状況

ア 中核となる3つの施策

(ア) 高度なネットワーク環境の整備

情報の共有による自衛隊の統合的かつ有機的な運用態勢を強化するための全自衛隊共通のネットワークである防衛情報通信基盤（DII）⁵の稼働状況やセキュリティの常時監視な

1 「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱（IT要綱）」

〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/it/youkou/index.html>〉

2 平成14年版防衛白書5章1節3（p265～270）参照。

〈http://www.jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002.honmon/fra/me/at1405010300.htm〉

3 情報の認知、収集、処理、及び伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること。

4 3章2節4（p147）参照。

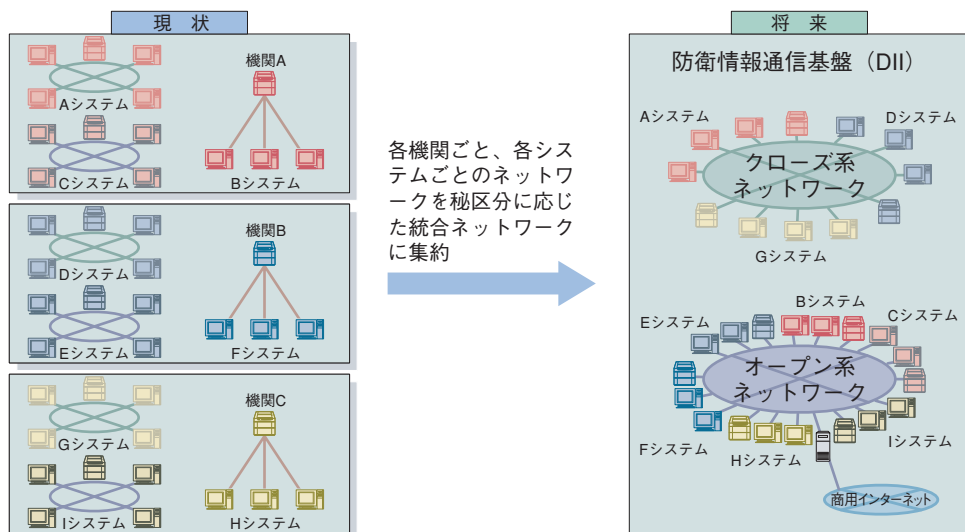
5 防衛庁・自衛隊のコンピュータ・システムは、これまで各機関又は各業務ごとに整備されてきたため、自衛隊を横断した全体としてのネットワーク化がなされておらず、異なる機関間、システム間におけるデータの共有や交換が困難な状況にあったため、平成13年度から、既存のネットワークを集約一元化するDIIの構築に着手した。

どの業務を行う防衛情報通信基盤（DII）管理運営室を統幕事務局に昨年3月設置し、オープン系の運用を開始した。本年度末には、平成14年度に設計に着手したクローズ系の運用を開始し、DII全体の運用を開始する予定である。

さらに、同年度から、コンピュータ・システム共通運用基盤（COE）⁶の設計・構築を開始し、本年3月、統幕事務局にCOEの管理・更新などの業務を行うコンピュータ・システム共通運用基盤（COE）管理室を設置した。

⁶ コンピュータ・システムの標準化・共通化の推進、各種システムの開発・維持管理にかかわるトータルコストの低減、最新の技術の取込の容易性向上などを目的とした基盤的ソフトウェア群。

防衛情報通信基盤（DII）の概要



（イ）情報通信機能の強化

昨年3月、戦闘様相の迅速化などに対応して、防衛庁中央において適時、適切かつ総合的な指揮体制を確保するため、陸・海・空自衛隊の各種指揮システムとオンライン接続してデータの集約処理を行う中央指揮システム（CCS）⁷の整備が完了した。本年度は、中央指揮システムをDIIに接続することに伴い必要となるシステムの改修などを実施する。

一方で、今後各自衛隊の各種指揮システムの整備について、その充実を図りつつ統合化に向けた整備を促進する必要がある。

（ウ）情報セキュリティの確保

3章2節4（p147）参照。

イ その他の施策

（ア）業務全般の情報化への対応の推進

調達・補給、教育訓練、衛生などあらゆる分野で情報化を進めるため、防衛庁中央OAネットワーク・システムの運用など防衛行政の情報化と、CALS/EC⁷の導入を推進している。

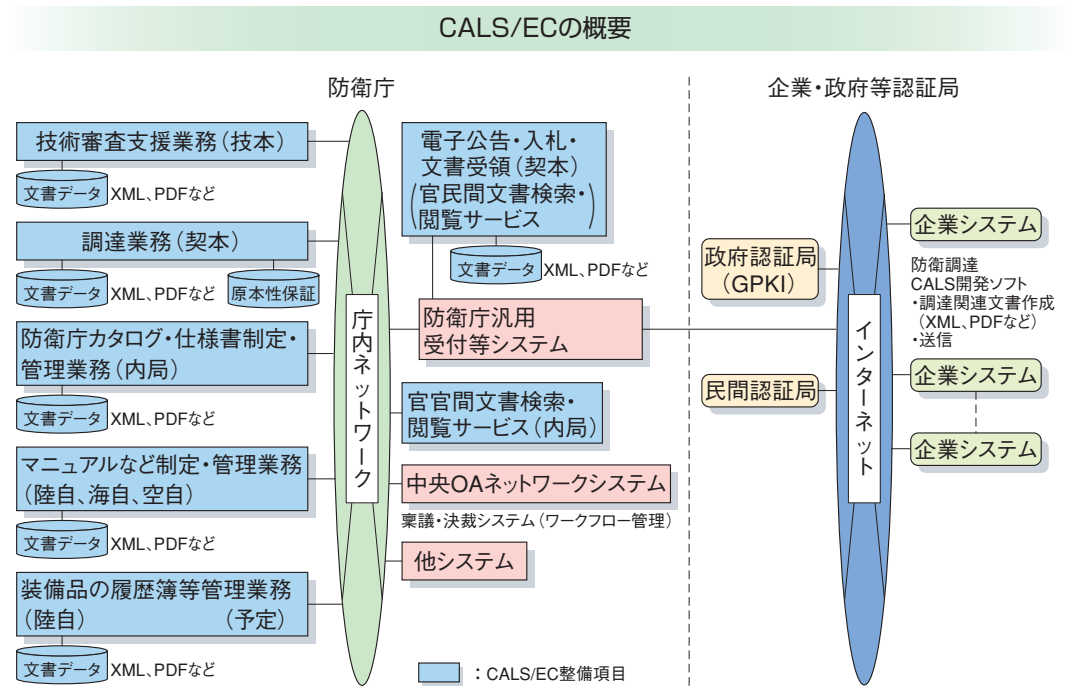
（イ）人的・技術的基盤の整備

ITを駆使した教育用器材や教育管理用器材の整備、IT教育用器材の取得など、高い能力を有する人材の育成・確保や情報通信技術を装備品などに取り込むための技術的基盤の整備を行っている。

（3）今後の取組のための留意事項

情報通信技術の導入にあたっては、業務遂行を含む組織文化を変革するなど隊員の意識改革が強く必要とされる。また、不断に進歩する情報通信技術に対応するためには、コマ

⁷ 装備品などのライフサイクルを通じた情報を電子化/データベース化などによって共有し、装備品などのライフサイクルコストの低減、開発や調達の所要期間の短縮、品質の向上などを旨とする取組。本節5（p284）参照。



ーシャル・ベースの技術・製品の導入などによりシステムを構築するほか、事業・計画を柔軟に見直すことが必要である。

4 防衛生産・技術基盤の充実強化

防衛力を適切に整備し、運用するためには、防衛力の主要な要素である装備品について、それを支える基盤を充実強化することが必要である。この点について、防衛大綱¹では、「装備品などの整備に当たっては、適切な国産化などを通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮するとともに、技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努める」こととしている。

¹ 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」、2章2節(p84) 参照。

装備品の国産化を通じた防衛生産・技術基盤の充実強化

(1) 国産化の意義

装備品の自主開発、国産化は、①わが国の国土、国情に最も適した装備品の取得、②高い技術力の保持、③装備品の安定供給、④緊急時の急速取得、⑤維持・修理・補給などの後方支援機能の保持の容易性、⑥外国の装備品を導入する際の相手国に対する交渉力の保持などの観点から重要である。

(2) 防衛生産・技術基盤の現状と充実強化のための取組

防衛産業をめぐる環境については、近年、わが国の財政事情が一層厳しさを増すとともに、装備品などの調達数量が減少する傾向にある一方、情報通信技術を中心とした技術革新の進展などの変化が見られる。

このような中で、防衛産業は人員の再配置、製造部門の分社化や営業譲渡などの合理化・効率化や設備投資の抑制を進めている。しかし、特殊な技術と設備を必要とする防衛の分野では、ひとたびその基盤を失うと、回復には長い年月と多くの費用を要する。

したがって、厳しい環境の下で、いかに防衛産業を育成し、健全かつ効率的な防衛生産・技術基盤を充実強化していくかは、これまで以上に重要な課題である。

このような観点から、防衛庁は、各界の有識者からなる「防衛産業・技術基盤研究会」を通商産業省（現経済産業省）と共同で開催し、00（平成12）年11月、「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向」（報告書）を作成し、公表した²。報告書では、①装備の自主的な開発と国産の推進を原則とすること、②効率的・効果的な調達補給、研究開発の推進、③長期的・戦略的観点に立った国内開発能力の維持、④評価体制を含む研究開発体制と研究開発プロジェクトの期間の短縮化などの見直しなどが提起されている。現在、防衛庁としても、次期固定翼哨戒機（P-X）と次期輸送機（C-X）の開発にあたり、民生品や民生技術の活用を最大限に図るとともに、装備品などは一部共用化を行っている。

技術研究開発態勢の充実

近年の景気の後退、防衛装備品の調達額の抑制傾向に伴う技術者削減など、防衛産業における研究開発環境の変化により、防衛庁の研究開発の円滑な実施に支障をきたしかねない状況にある。このような中でも、高い水準の防衛技術を維持する必要があることから、防衛庁は、ライフサイクルコストの抑制に十分配慮しつつ、装備品などの開発や技術実証型研究を含む各種研究を行っている。さらに、より一層効果的・効率的な研究開発を行うとの観点から、01（同13）年2月に「研究開発ガイドライン検討委員会」を設置し、同年6月に今後の技術研究の実施のあり方や研究開発体制の見直しなどの方向を示した研究開発ガイドライン³を策定した。

（1）研究開発ガイドラインの概要

ア 基本的な考え方

優れた民生技術を積極的に導入・応用する一方、民間技術力のみには依存できない技術分野については、適切な基盤の維持・育成を図る。また、わが国の独自性を必要とする技術分野については、引き続き自主的な取組を行う一方、米国との技術協力を促進する。

イ 今後の取組

① 防衛技術分野で重点的に取り組むべき分野

自衛隊の有効な能力発揮に不可欠なIT分野、無人機技術、誘導関連技術、航空機用エンジン技術、アビオニクス技術などに重点的に取り組む。そのほか、統合的な運用に資するものについて重視するとともに中長期的な技術見積の作成を検討する。

② 研究開発実施の多様化

国内の他研究機関、たとえば国立試験研究機関、独立行政法人、大学などとの連携を強化する。また、米国と技術交流をより一層促進するとともに、米国以外の諸外国とも技術交流を推進する。

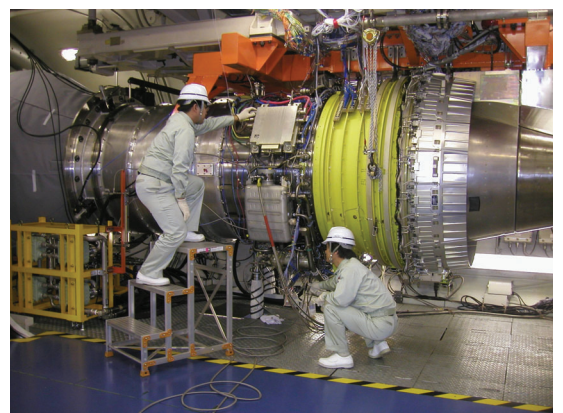
③ その他の取組

客観性、透明性が確保された評価システムを確立するため、研究開発評価機能を充実強化する。また、技術研究本部の体制について研究開発の企画・管理運営機能をより強化するため、本部の企画立案体制を充実する。

² 報告書では、
1) 全般的な方向として、装備の自主的な開発と国産の推進を今後とも原則とする、
2) 防衛産業基盤の関連施策として、産業基盤の維持、効率的・効果的な調達補給の推進、装備品の取得に関する考え方の明確化、企業体質強化の推進と防衛産業の効率化、
3) 防衛技術基盤の関連施策として、技術基盤の維持・育成、効率的・効果的な研究開発の推進、評価体制を含む研究開発に関する体制と実施のあり方の見直し、装備・技術面での日米協力の強化、重点技術分野の明確化などが提言されている。
「防衛産業・技術基盤の維持・育成に関する基本的方向」
<<http://www.jda.go.jp/j/delibe/bo-san/tyukan/index.html>>



試験飛行を行うUS-1A改



技術研究本部第3研究所において研究中の実証エンジン

³ 「研究開発の実施に関わるガイドライン」
<<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/kenpatu/index.html>>

技術研究本部で研究中の最先端技術

分類	項目名	概要	開始年度	終了予定年度
航空機	実証エンジン	将来の超音速戦闘機の推進装置として不可欠なアフターバーナー付高性能ターボファンエンジンに関する技術。	7	23
	高運動飛行制御システム	エンジンの推力偏向制御と飛行制御を統合して高運動飛行制御技術の確立を図る技術、及び航空機の高運動性とステルス性を両立させるための機体形状技術。	12	21
誘導武器	ミサイルシミュレータ(改)	ミサイル誘導制御技術の高度化に対応して、各種誘導弾の誘導技術評価のために必要とされるシミュレーション機能向上のための技術。	13	20
	地上誘導方式	将来の経空脅威対処を可能とし、かつ従来目標への対処能力を向上させた将来の対空ミサイル用地上誘導システムに関する技術。	15	19
	GPS/INS複合誘導方式	GPS(全地球測位システム)とINS(慣性誘導装置)の複合処理により誘導弾の位置や速度などの精度を向上させる技術。	15	17
火器・車両	高精度化弾薬システム	りゅう弾砲から発射される砲弾に飛翔位置を測定する機能を組み込んで、飛翔中の弾道を測定する技術、及び砲弾の先端に取付けた抵抗翼により弾道を修正する技術。	12	18
艦艇・水中武器	マルチスタティックソナー(艦上処理部)	複数艦のソナーを同時管制することで、静粛化、ステルス化された潜水艦に対する探知能力を向上させるマルチスタティックソナー方式に関する技術。	13	17
	魚雷用誘導制御装置	艦艇の隠密性、魚雷防御能力の向上に対処するため、目標識別能力に優れた画像ホーミング方式による魚雷誘導制御技術。	14	22
電子機器	ネットワーク・セキュリティ技術	防衛庁の指揮通信システムへのサイバー攻撃への対処技術。	13	16
	ソフトウェア無線機	ソフトウェアのみの交換で様々な無線機との通信を可能とする相互運用性に優れたソフトウェア無線機に関する技術。	13	18
	多目的電波妨害技術	将来の電子戦環境に対応するため、脅威となるレーダの無力化及び目標の探知を単一の妨害波で行う、レーダと妨害の機能統合技術。	15	22

(2) 施策の進捗状況

- ① 昨年2月の日米装備・技術定期協議(S&TF)において、今後の日米装備・技術協力をさらに活発化させるため、S&TFの構造見直しを行うとともに、安全保障分野での他の日米間の枠組みとの有機的な連携を図っていくことが確認された。
- ② 昨年5月、日米の防衛当局間で実施する「科学技術者交流計画(ESEP) Engineers and Scientists Exchange Program」に関する日米政府間取極を締結し、同年8月にレーザー技術の専門家である技官1名を米国に派遣した。
- ③ 01(同13)年11月の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく政策評価との整合性を図るものとして、02(同14)年3月、研究開発評価指針⁴を策定し、これに基づき研究開発評価の試行を開始した。この試行を踏まえ、評価制度を確立すべく検討を行っている。
- ④ 先進技術の適用により、統合運用の観点から、陸・海・空自衛隊の装備システムの高性能化・共通化・連接化を図り、各装備システムに共通的・基盤的な技術について研究開発を一元的に実施することを目的として、本年4月、技術開発官(統合先進技術担当)の新設を行った。

4 「防衛庁研究開発評価指針」
 〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/kaihatsu/index.html>〉

防衛庁において開発中の主要な装備品など

区分	項目	開発開始(年度)	概要
航空機	救難飛行艇 (US-1A改)	96	洋上救難能力の維持向上を図るため、現有のUS-1Aをベースとして改造開発する救難飛行艇。
	哨戒ヘリコプター (艦載型)	97	現有のSH-60Jをベースとして、対潜能力及び対水上作戦能力などを向上させた艦載型の哨戒ヘリコプター。
	次期固定翼哨戒機、次期輸送機	01	平成23年度以降、P-3Cの後継及びC-1の後継として運用可能な次期固定翼哨戒機及び次期輸送機を、その適用技術の共用化により低コストで開発する。
	無人機研究システム	04	無人で自律飛行しながら、映像情報などのデータを収集・伝達し、着陸帰投する無人機(固定翼)について、自動滑走着陸技術及び映像システム技術を確立し、無人機の運用などの研究に供するシステム。
誘導武器	99式空対空誘導弾 (改)	02	99式空対空誘導弾の残存性、攻撃範囲、対妨害性などの機能・性能を向上させた中射程空対空ミサイル。
	中距離多目的誘導弾	04	普通科部隊などに装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する多目的ミサイル。
火器車両	新戦車	02	現有戦車の後継として戦車部隊に装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する戦車。
艦艇・水中武器	新アスロック	99	護衛艦に装備し、水上艦用ソーナーと組み合わせた運用により、潜水艦を遠距離で攻撃・撃破するシステム。
電子機器	将来警戒管制レーダー	99	遠距離小目標、高速・高機動目標などを探知し得る警戒管制レーダー。
	基幹連隊指揮統制システム	01	普通科・戦車連(大)隊などに装備し、近接戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達と近接戦闘部隊の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム。
	対空戦闘指揮統制システム	04	高射特科部隊などに装備し、対空戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達と対空戦闘部隊の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム。

5 透明・公正かつ効率的な調達

防衛庁では、効率的な調達補給態勢の検討と整備を行うことを目的として、96(平成8)年に取得改革委員会を設置し、98(同10)年に同委員会での検討結果を取りまとめた¹。

また、調達実施本部をめぐる背任事件²を受け、透明で公正な調達制度の構築を図るため、98(同10)年、防衛調達制度調査検討会を開催するとともに、同年、防衛調達改革本部を設置し、99(同11)年、「調達改革の具体的措置」³をまとめた。

これらに基づき、防衛庁では、調達制度・機構の改革、隊員の再就職のあり方の見直しなど⁴に関する各種の改革施策を推進している⁵。ここでは、その取組の現状について説明する。

調達制度の改革など

(1) 競争原理の強化

防衛装備品の規格・仕様書の見直し、インターネットによる規格・仕様書の概要の公開⁶、民生品の活用やこれに伴う一般競争契約への移行、随意契約の理由の公表などの施策を行っている。

(2) ライフサイクルコストの低減など

平成11年度から3か年で装備品などの単価を10%低減するとの目標を達成したが、引き続き、装備品の維持整備費用の見直し、研究開発段階でのコスト低減に取り組んでいる。

¹ 「取得改革調査委員会報告書」〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/shotatsu/roa9806.pdf>〉

² 調達実施本部元幹部らが、防衛庁から多額の過払いを受けていた企業2社からの返還処理にあたり、企業関係者と共謀の上、94(平成6)年から95(同7)年にかけて、会計法令などに違反して返還額を不正に減額し、国に損害を与えた。

³ 「調達改革の具体的措置」〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/shotatu/soti/index.html>〉

⁴ 本章1節1(p272)参照。

⁵ 「防衛調達の現状について」〈<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/shotatu/index.html>〉

⁶ 「防衛庁の規格・仕様書情報」

〈<http://www.jda.go.jp/j/info/nds>〉
現在防衛庁仕様書(DSP)及び各自衛隊仕様書847件、防衛庁規格(NDS)864件を公開(本年5月末現在)。

7 企業が有する技術などを活用したコスト削減提案につき、その50%を技術提案料として計上することを認める制度。旧「減価提案制度」を見直した。「インセンティブ契約制度について」

〈<http://www.jda-cco.go.jp/incentive/incentive1.pdf>〉

8 平成12年度

：約318億円

13年度

：約240億円

同14年度：約615億円

：昨年度

約334億円

の債権譲渡を承認した。

なお、制度の詳細については「防衛庁向け債権の流動化（債権譲渡）について」参照。

9 部外有識者からなる防衛庁長官の懇談会である防衛調達適正化会議を発展的に解消し、新たに設置された。

〈<http://www.jda.go.jp/j/delibe/index.html>〉

(3) 企業側のコスト削減に向けたインセンティブ向上など

中央調達分の「インセンティブ契約制度⁷」の試行、防衛庁向け債権の流動化（債権譲渡）⁸の一部承認などを行ったほか、CALS/EC実用化システムについて本年度から運用を開始した。

(4) 情報セキュリティ制度の導入

防衛庁が情報システムを調達する際、契約相手方に対して、一定の情報セキュリティ管理態勢をとることを契約上求め、さらにその実施状況などを監査する情報セキュリティ制度を本年度より導入した。

調達機構などの改革

(1) 組織・人事の見直し

中央調達機関や陸・海・空自衛隊の主要な地方調達機関において、契約部門と原価計算部門を組織的に分離したほか、調達関係職員の補職を原則3年以内としている。

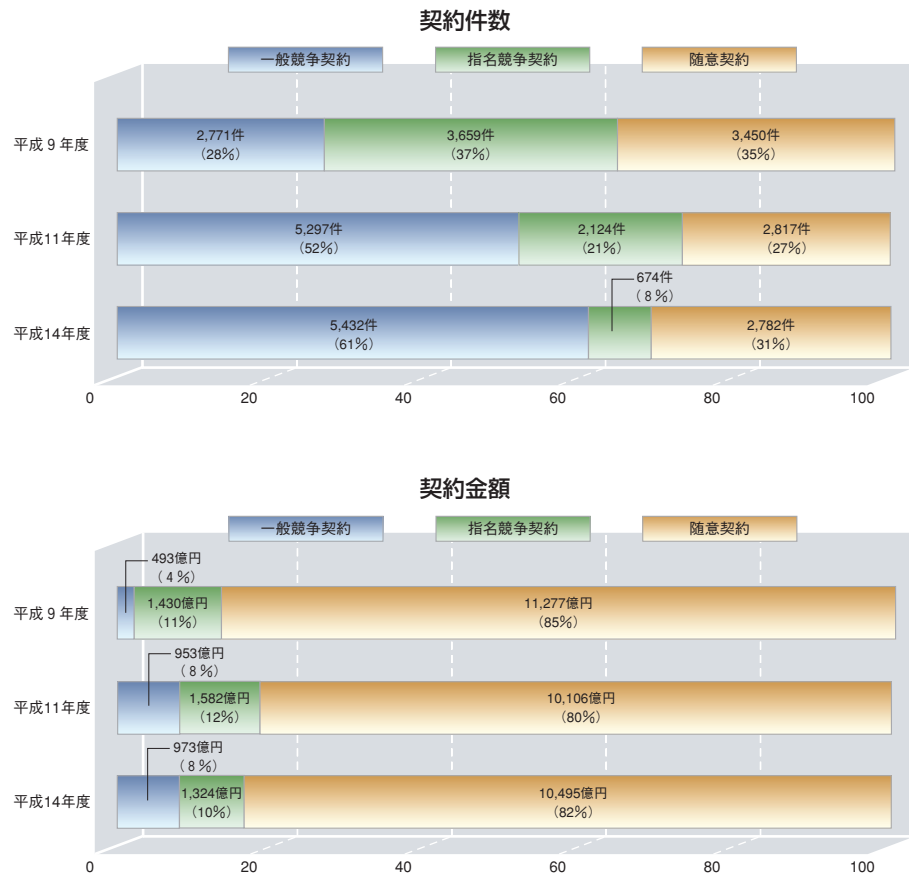
(2) 第三者による監視体制の整備

防衛調達の透明性・公正性を向上させるため、部外有識者からなる防衛調達審議会⁹で、サンプリング方式による個々の契約の妥当性などを調査審議している。

(3) 調達業務にかかわる教育・研修体制の充実

契約本部では、平成11年度以降、陸・海・空自衛隊などの調達関係職員を集めて教科内容を統一した調達研修を行っている。また、各自衛隊は、調達関連科目の充実のほか、民間の知識を活用するため、専門家による講義の受講や既存の民間講座への参加などを行っている。

契約方式別の調達実績（中央調達）



今後の課題など

防衛庁においては、これまで取り組んできた調達制度・機構の改革などの成果を踏まえつつ、最近の軍事科学技術の発展などに伴う環境の変化に対応し、研究開発から調達・補給・ライフサイクル管理などに関する抜本的な改革を進めるとともに、わが国にとって真に必要な防衛生産・技術基盤の確立を図るため、昨年9月に、取得改革委員会及び防衛調達改革本部を廃止し、防衛庁長官を委員長とする総合取得改革推進委員会を設置した。本委員会においては、①装備品などの調達・補給・ライフサイクル管理の合理化・効率化、②研究開発態勢の見直し、③真に必要な防衛生産・技術基盤の確立という3つのテーマについて、幅広い検討を行っている。

6 秘密保全に対する取組

防衛庁の取り扱う情報の中には、防衛秘密のように、漏えいすればわが国の防衛に重大かつ深刻な影響を及ぼすものがあり、このような秘密を保全することは、国の防衛を全うし、安全を保持する上で不可欠な基盤である。

00（平成12）年9月の秘密漏えい事件¹を踏まえ、防衛庁では、同種事案の再発防止策を検討するため、「秘密保全等対策委員会」を設置し、秘密保全に関する施策を取りまとめた²。

この委員会では、防衛庁が保有する情報を積極的に情報公開することの必要性や秘密保全に万全を期すことの重要性を深く認識し、秘密保全体制に関して必要な見直しを行い、たとえば、①関係職員の厳正な峻別・^{しゅんべつ}限定、秘密区分の指定の適正化など秘密漏えい防止のための取扱環境の整備、②各国駐在武官などとの接触要領、③服務指導について隊員への徹底を図ることとした。

また、「防衛庁情報保全委員会」を設置し、全庁的な情報保全業務の相互協力など実施に関する事項、情報保全業務にかかわる組織や機能の充実・強化のための各種施策に関する事項、情報保全業務の方針など各自衛隊の情報保全業務運営の基本に関する事項について検討を行っている。

さらに、防衛秘密の漏えいの罰則強化を内容とした自衛隊法の改正が行われ、02（同14）年11月に施行された。

この改正では、守秘義務違反に罰則を設けている従来の規定とは別に、わが国の防衛上特に^{ひとく}秘匿することが必要な一定の秘密（防衛秘密）を漏えいした者を、従前と比べて重い刑罰で処罰するなどの規定を設けている。また、罰則の対象については、自衛隊員だけでなく、他省庁、契約企業も含まれる。

このように、防衛庁は、秘密保全に万全を期し、国民の信頼を高め、その期待に応えるよう、全力を挙げて取り組んでいる。

¹ 現職の海上自衛官が、在日ロシア大使館付武官に秘密文書2件を手渡した事件。そのロシア大使館付武官は、この海上自衛官が逮捕された直後、ロシアへ帰国した。また、海上自衛官は裁判の結果、懲役10か月の有罪判決を受けた。

² 「秘密保全体制の見直し・強化について」
(<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/hozen/hozen.pdf>)

防衛秘密

防 衛 秘 密

- ・ 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- ・ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報及びこれらの情報の収集整理又はその能力
- ・ 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- ・ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）の種類又は数量
- ・ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ・ 防衛の用に供する暗号
- ・ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- ・ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物（船舶を含む。）又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- ・ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途（通信網の構成又は通信の方法を除く。）

※自衛隊についての上記の事項のうち、公になっていないもの、わが国の防衛上、特に秘匿することが必要であるもの及び長官が指定したものをいう。

従来の守秘義務規定との比較

	従来の守秘義務規定	新しい防衛秘密の制度
対象者（正犯）	職務上秘密を知り得た自衛隊員	防衛秘密を取り扱うことを業務とする者 防衛秘密を取り扱う以下の者 ① 防衛庁職員 ② 国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者 ③ 防衛庁との契約に基づき防衛秘密にかかわる物件の製造若しくは役務の提供を業とする者
罰則規定	1年以下の懲役又は3万円以下の罰金 ※未遂及び過失漏えいは処罰せず	5年以下の懲役 ※未遂及び過失漏えいも処罰 (過失漏えいは1年以下の禁錮又は3万円以下の罰金)
共犯などの処罰範囲など	企て、教唆、 <small>きょうさ</small> 幫助 <small>ほうじょ</small> (1年以下の懲役又は3万円以下の罰金)	<small>きょうぼう</small> 共謀、 <small>きょうさ</small> 教唆、 <small>せんどう</small> 煽動 (3年以下の懲役)
国外犯規定	なし	日本国民の国外犯について規定